

## 改元に伴う国債証券等の取扱いに関する件

2019.5.7 業債第41号

改元に伴う国債証券およびこれに付属する利札（以下「国債証券等」といいます。）の取扱いについては、財務省からの事務連絡等により、下記<sup>(注1)</sup>のとおり取扱う<sup>(注2)</sup>こととなりましたので、通知します。

(注1) 下記中、「改元」は2019年5月1日の改元をいい、「前回改元」は1989年1月8日の改元をいいます。

(注2) (編注略)

### 記

1. 改元前に発行した国債証券等（前回改元前に発行したものを含む。）は、従前のままとし、引換えは行わない。
2. 国債証券等における償還期日および利子支払期日は、改元後の日付が「平成」の元号により表示されている場合には、「令和」（前回改元後、改元前の日付が「昭和」の元号により表示されている場合には、「平成」）の元号により表示される応当の日付と読み替える。

以 上

## 利付国庫債券の国債名称変更について

昭和 53.7.4 国債通牒第 7 号

償還期間 10 年の「利付国庫債券」の国債名称が 7 月発行分（第 11 回）から「利付国庫債券(10 年)」と変更になりましたので通知します。

なお、同国庫債券の寸法、券面種類、模様、色彩等は従来の利付国庫債券と同様であり、見本国債証券の配付は行いませんので申し添えます。

以 上

## 国債元利金支払取扱店番号設定の件

昭和 55.6.23 国債通牒第 4 号

今般、支払済証券類の送付内訳表の様式を改正（昭和 55 年 6 月 16 日国債通牒第 3 号）したのに伴い、同内訳表に表示していただく貴店の国債元利金支払取扱店番号を下記のとおり設定しましたので、7 月提出分（6 月支払分）からご使用いただきたく通知します。

### 記

店 名	番 号
〇 〇 証 券 〇 店	0 0 0 0 0

以 上

## 見本国債証券類における店名の表示の依頼に関する件

平成 25. 5. 13 業債第 19 号

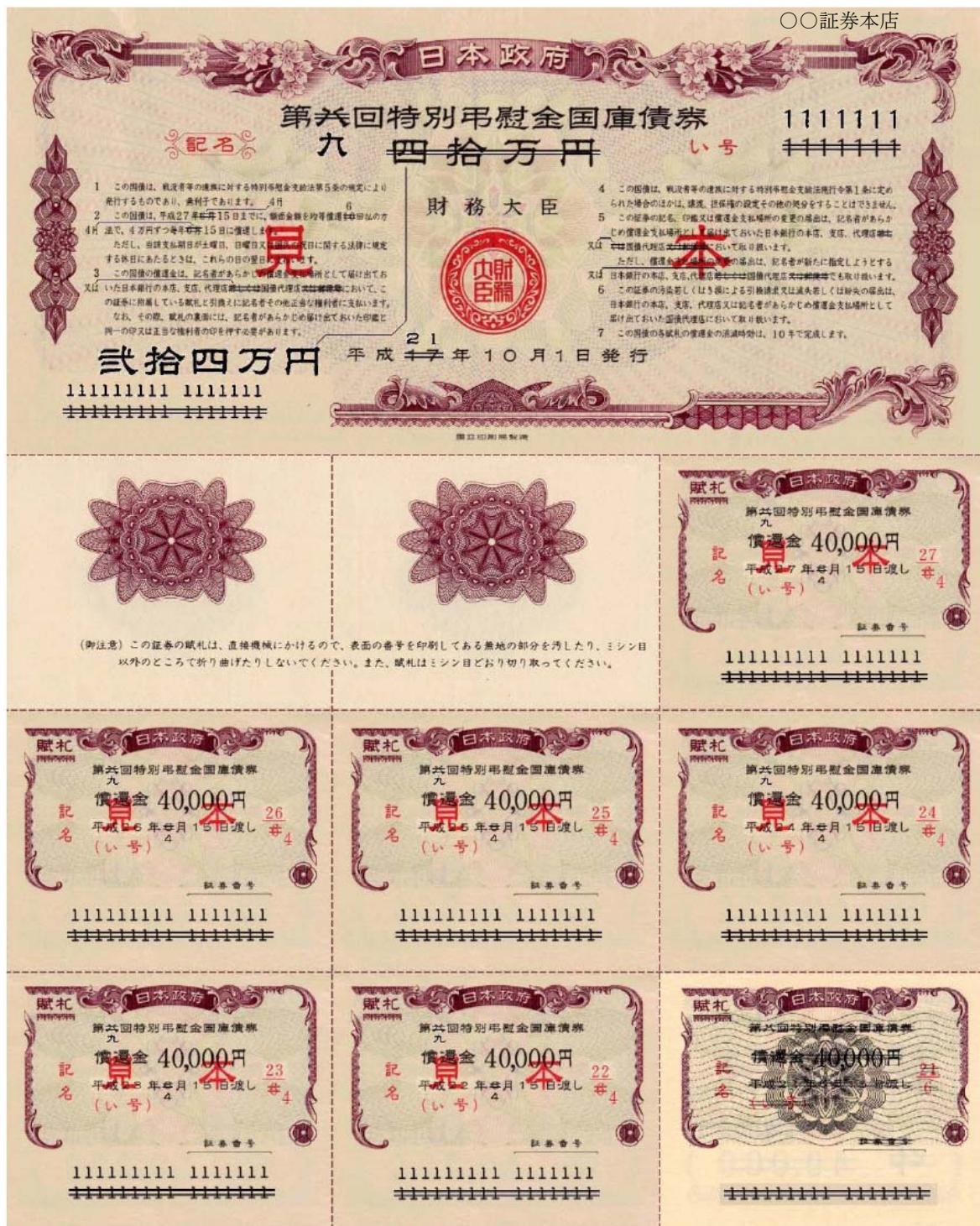
各店に配布している見本国債証券類の管理の徹底を図る観点から、備付けている見本国債証券類について、下記のとおりご対応をお願いいたしたく、ご連絡いたします。

### 記

- 備付けている見本国債証券類（見本証券（印鑑票毎配布分）<sup>（注）</sup>を除く。）について、表面右上部余白に店名を表示すること（表示例は別紙のとおり）。合併等により、店名に変更があった場合には、表示を訂正すること。
- 今後新たに見本国債証券類の送付を受けた場合においても、同様に取扱うこと。

（注）記名国債証券の見本証券のうち、証券の印鑑票毎に配布され、各印鑑票に添付して保管する見本証券をいう。

見本国債証券類における店名の表示例



(注) ゴム印等で表示することができる。